

門司区市民センター

清涼飲料水等自動販売機

設置事業者募集要項

令和 6年 11月

北九州市総務市民局地域振興課

目 次

	ページ
1 対象物件 -----	2
2 応募資格要件 -----	3
3 自動販売機の設置条件等 -----	3
4 参加申込手続 -----	5
5 質問書に対する回答について -----	6
6 入札書の提出及び開札 -----	6
7 入札結果について -----	8
8 賃貸借契約の手続 -----	8
9 設置予定事業者の決定の取消 -----	8
10 その他 -----	9
11 売上金額の情報提供 -----	9

自動販売機設置場所

様式

参加申込書（裏面応募資格要件）・役員名簿・質問書・入札書

清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

清涼飲料水等自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上お申し込みください。

1 対象物件

物件番号	所在地（住居表示）	設置場所	台数	最低貸付料（月額）
1	門司区庄司町4番16号	老松市民センター 玄関前右側	1台	390円
2	門司区清見三丁目1番1号	清見市民センター 玄関前左側	1台	390円
3	門司区白野江二丁目13番1号	白野江市民センター 玄関前左側	1台	390円
4	門司区原町別院13番27号	大里南市民センター 屋外掲示板左側	1台	390円
5	門司区高田二丁目2番18号	大里柳市民センター 1階市民ホール内	1台	960円
6	門司区黒川西一丁目3番26号	東郷市民センター 玄関風除室左側	1台	960円
7	門司区清滝三丁目5番5号	錦町市民センター 玄関前右側	1台	390円
8	門司区上藤松二丁目3番31号	藤松市民センター 玄関前左側	1台	390円
9 ※災害 対応型	門司区吉志新町二丁目1番1号	松ヶ江南市民センター E Vホール横	1台	390円
10	門司区吉志新町二丁目1番1号	松ヶ江南市民センター E Vホール横	1台	390円

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は市内に居住する個人に限り応募することができます。

- （１） 個人の場合は、入札に係る契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- （２） 法人等の場合は、北九州市内に本店又は支店・営業所があること。
- （３） 清涼飲料水等自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）

について、3年以上の実績を有している者であること。

- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (5) 国税及び北九州市税の未納がないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (8) 北九州市が実施した自動販売機設置事業者の募集において、事業者決定後に使用許可後若しくは賃貸借契約後、正当な理由なく辞退し、又は使用許可を取り消され若しくは賃貸借契約を解除され、又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 貸付期間

令和7年2月1日 ～ 令和7年3月31日

（年度ごとの更新です。当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できますが、今回の契約では、更新した場合でも最終貸付期間は令和9年3月31日です。更新を希望しない場合は、必ず貸付期間終了前の11月末までに、事前にご連絡ください。）

(2) 貸付料等

ア 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、賃貸借契約を締結します。

イ 貸付料

本市が設定する最低貸付料以上で入札のあった最高の価格をもって貸付料（月額）とします。最高の入札価格に、貸付期間の月数を乗じた

金額を貸付料総額とします。

貸付料は、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納入してください。

自己の責めに帰すべき事由による契約解除については、契約期間中の貸付料は返還しません。また、契約残期間の貸付料相当額が未納であるときは、これを納付していただきます。

ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者が子メーターを設置して、実費相当額を負担していただきます。

(3) 設置及び使用上の制限

ア 賃貸借契約を遵守し、貸付料を確実に納付すること。

イ 2-(4)にかかる許認可等は、賃貸借契約期間中継続的に効力を有すること。

ウ 自動販売機の大きさは、回収ボックスも含め1㎡以内とし、募集物件の指定範囲内に設置できるものとする。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で「安全設置」すること。

オ 設置する自動販売機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を必ず明記すること。

カ 自動販売機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

キ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行うこと。

ク 販売品目は、清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料とすること。

ケ 酒類の販売は行わないこと。

コ 松ヶ江南市民センター（物件番号9）については、災害対応型自動販売機を導入すること。災害対応型自動販売機とは、大規模災害時において、本市が必要と判断した場合に自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により、無料で提供する自動販売機のことをいう。

サ 災害対応型自動販売機について、無料提供へ切り替える時機については、以下の条件をすべて満たす場合とする。

（ア）自然災害等により、施設のライフライン（水道）が停止した時。

（イ）施設の飲料が枯渇した時。

（ウ）施設までの道路が寸断されるなど、物資が配送できない時。

(エ)(ア)～(ウ)の条件下で、災害対策本部（区対策本部含む）から要請があった時。

(4) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など、自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売切れ商品がないよう努めること。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。自動販売機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収・処分すること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。

4 参加申込手続

(1) 募集要項配布期間

令和6年11月20日（水）～令和6年12月4日（水）

午前8時30分～午後5時

なお、土曜日、日曜日、祝日は配布を行いません。

※地域振興課のホームページにも掲載します。

※電子メールによる送付も行います。

(2) 申込受付期間

令和6年11月20日（水）～令和6年12月4日（水）

午前8時30分～午後5時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(3) 申込受付場所

北九州市総務市民局地域・人づくり部地域振興課

（担当：桑本）

（住所：北九州市小倉北区内1番1号 北九州市役所2階）

(4) 申込に必要な書類

ア 参加申込書（本市所定様式）

イ 法人の場合は登記事項証明書及び役員名簿（国、他の地方公共団体その他公共団体又は有資格業者名簿に掲載されている市の指名業者であ

る場合は、省略できる。) 個人の場合は住民票記載事項証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)

ウ 国税及び北九州市税の未納の税額がないことの証明書の写し
国税は納税証明書(その3)に限る。

エ 事業概要

〈法人〉

(ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

〈個人〉

(ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 令和5年分の所得税確定申告書の写し

オ 2-(4)にかかる許認可等の免許証の写し

カ 質問書(質問がある場合)

(5) 申込の手続き

受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に直接持参、または書留郵便により、(2)の期間内に必着のこと。

5 質問書に対する回答について

(1) 質問書への回答日

令和6年12月6日(金)

(2) 回答方法

質問内容を整理した上で、地域振興課ホームページにて回答します。

6 入札書の提出及び開札

(1) 開札の日時

令和6年12月10日(火) 午前10時

※開札日の前開庁日(令和6年12月9日(月))までに入札書が届かない場合、または指定された方法以外で入札書を郵送した場合、理由のいかんを問わず入札が無効となります。

(2) 入札書の提出及び開札の場所

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

※必ず 簡易書留 又は 一般書留 にて郵送のこと。
簡易書留又は一般書留以外での提出以外は失格とします。

(3) 提出書類等

- ア 入札書（本市所定様式）
- イ 担当者名刺

(4) 入札金額の記入

入札金額は、指定の場所ごとに、月額貸付料（消費税相当額を含んだ額）を記入してください。入札しない場所の入札額は空欄としてください。

(5) 入札書の書換え等の禁止

入札参加者は、一度郵送したものの訂正のため再度提出を行うことはできません。（2回目以降の提出を無効とします。）

(6) 開札

- ア 開札は、入札書の提出締切の翌日に速やかに行います。
- イ 開札には、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

(7) 入札書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ア 最低貸付料を下回る価格によるもの
- イ 入札資格のない者が入札したもの
- ウ 指定の日時までに出しなかったもの
- エ 入札参加者の記名押印がないもの、または入札書と入札一覧表が両面印刷又は割印にて一体のものとして提出されていないもの
- オ 本市が交付した入札書を用いずに提出したもの
- カ 同一物件について、入札者が2以上の入札をしたときは、その全部のもの
- ケ 入札価格又は入札参加者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの
- コ 入札に関し、不正な行為を行った者がしたもの
- サ その他、入札に関する条件に違反したもの

(8) 設置予定事業者の決定

- ア 設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。

イ 落札となる同一価格の入札者があるときは、くじ引きで設定予定事業者を決定します。

ウ くじ引きは、「郵便入札におけるくじ引きの手順等について」により行います。

＊なお、決定した設置予定事業者には、入札終了後、賃貸借契約手続の説明を行います。

(9) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

7 入札結果について

入札結果については、設置予定事業者名及び決定金額を、北九州市財政・変革局市政変革推進室ホームページに掲載します。

8 賃貸借契約の手続

賃貸借契約の手続は、令和6年12月16日（月）までに行います。
なお、賃貸借契約は参加申込書に記載された名義で行います。

9 設置予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに賃貸借契約の手続に応じなかった場合
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合及び応募者の資格が無いことが後に判明した場合
- (3) その他、設置予定事業者が本件賃貸借契約の相手方として不適当と認められる場合

10 その他

賃貸借契約の手続に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

11 売上金額の情報提供

市が、売上金額について照会を行った場合は、期限内に回答を行ってください。回答内容については、新たな公募（入札）の際の健全な競争性の確保のため、公開する場合があります。

募集に関する問い合わせ先

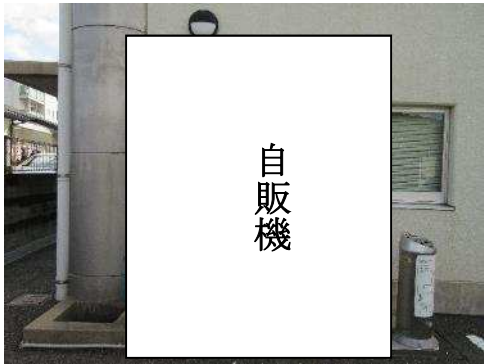
北九州市総務市民局地域・人づくり部地域振興課（担当：桑本）

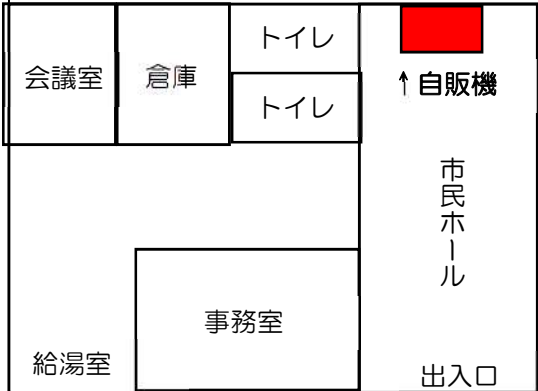
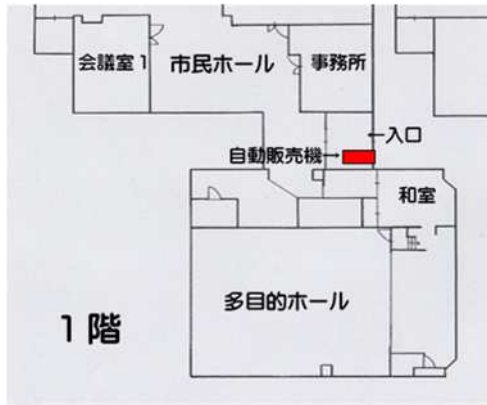
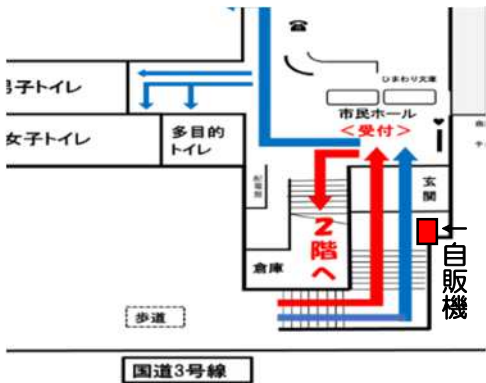
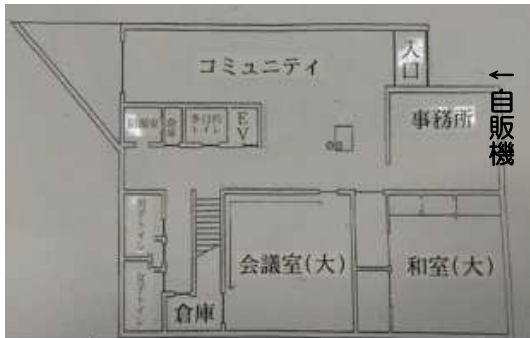
（住所：北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所2階）

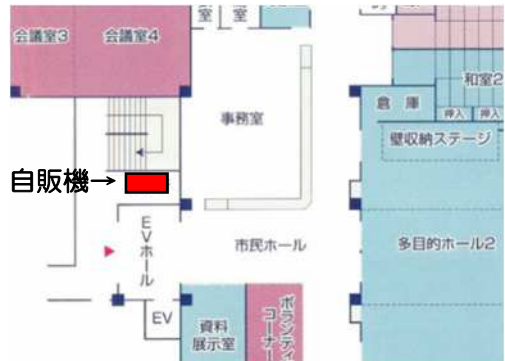
TEL（093）582－2111

自動販売機設置場所

門司区 市民センター

番号	設置場所写真または物件写真	設置場所図面
1 (老松)		老松市民センター 玄関 設置場所 駐車場
2 (清見)		調理室 多目的ホール 会議室 市民ホール 事務室 トイレ 自販機 出入口 駐車場
3 (白野江)		会議室 会議室 トイレ 調理室 玄関 事務室 玄関前駐車場
4 (大里南)		センター建物 トイレ 出入口 屋外掲示板

番号	設置場所写真または物件写真	設置場所図面
5 (大里柳)		
6 (東郷)		
7 (錦町)		
8 (藤松)		

番号	設置場所写真または物件写真	設置場所図面
9 (松ヶ江南) ※災害 対応型		
10 (松ヶ江南)		